

建設業者提出書類の閲覧

- 建設業の許可は、国土交通大臣許可と、都道府県知事許可の2種類。
- 建設業法においては、建設業者の施工能力、施工実績、経営内容等に関する情報を広く提供し、建設工事の注文者、下請負人等による適切な建設業者の選定の利便等に供するため、国土交通大臣及び都道府県知事が、許可申請書等の書類を公衆の閲覧に供しなければならないこととされている。

該当条文

○建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（提出書類の閲覧）

第十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、次に掲げる書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供する閲覧所を設けなければならない。

- 一 第五条の許可申請書
- 二 第六条第一項に規定する書類（同項第一号から第四号までに掲げる書類であるものに限る。）
- 三 第十一条第一項の変更届出書
- 四 第十一条第二項に規定する第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類
- 五 第十一条第三項に規定する第六条第一項第三号に掲げる書面の記載事項に変更が生じた旨の書面
- 六 前各号に掲げる書類以外の書類で国土交通省令で定めるもの

建設業法により「公衆の閲覧に供すること」が義務付けられている書類

- 許可申請書（変更届出書を含む）
- 営業所に置かれる技術者の氏名
- 工事経歴書
- 財務諸表
- 営業の沿革を証する書類 等

閲覧の実態

- 各地方整備局及び都道府県庁での閲覧を実施しており、事前申請は不要であるが、閲覧の際には閲覧簿に氏名等を記入することを求めている。
- 実績としては、各地方整備局で年間概ね6,500人により、概ね2万件程度の書類が閲覧されている。
- 閲覧者は約9割が企業であり、帝国データバンク等の信用調査会社による、建設業者のデータ収集目的が大半を占める。

現状のフェーズ

- 法令上、役所等へ訪問して閲覧することを求めているが、画面上での閲覧は許容されており、PHASE 2、
類型 4 ①に該当。

建設業許可申請・閲覧の電子化に向けた取組について

- 現在、**建設業許可申請の電子化及び書類閲覧の電子化に向けた調整を進めており、令和5年1月から運用開始予定。** ⇒ **PHASE 3 類型4への移行**を目指す。

【現状】

- 建設業許可の申請、経営事項審査（経営規模等評価）については**書類での申請のみ**
→申請準備、審査が**申請者及び許可行政庁双方にとって大きな負担。**

【方針等】

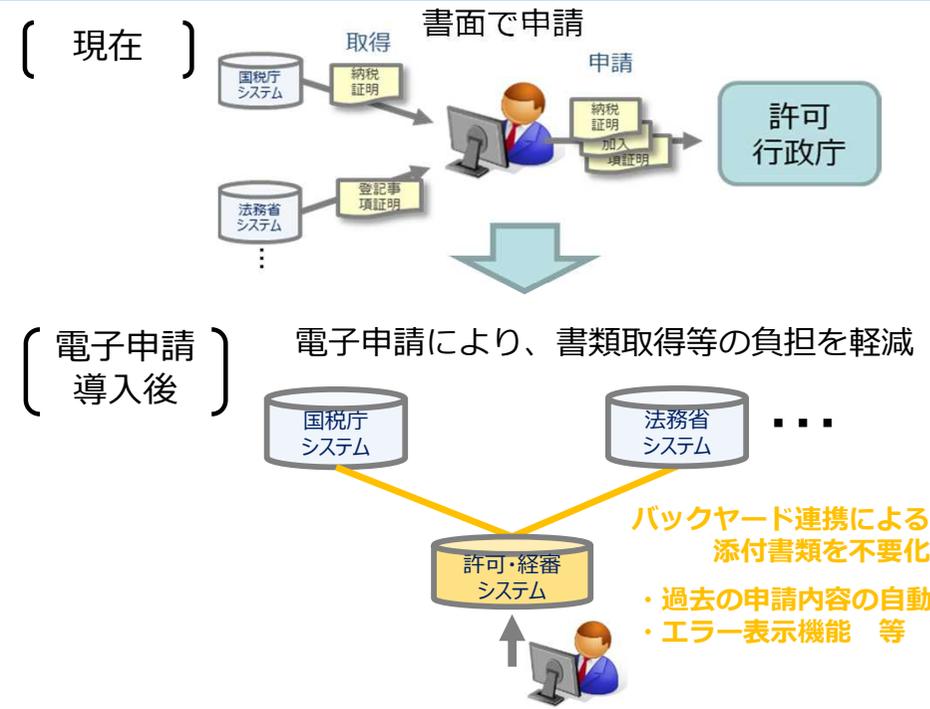
- 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）
「建設業許可の電子申請化など関係手続のリモート化を進める」
- 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）
「経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンスオンリーの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する。
【令和4年度中措置】」

- **建設業許可・経営事項審査について、令和5年1月から電子申請システムを運用開始**
⇒**電子申請が行われたものについては、許可申請書等の電子閲覧が可能に**



- **大臣許可業者・都道府県知事許可業者を問わず、全ての建設業者にとって電子申請が可能となるよう、国と都道府県で統一のシステムを構築**

- **他機関のシステムとのバックヤード連携や既に提出した情報のプレプリント機能、エラー表示機能等を実装し、申請手続・審査の負担軽減を最大限実現**



- 全国において広く電子申請システムが活用され、申請者・許可行政庁双方の負担軽減・利便性向上を図ることができるよう、国土交通省及び各許可行政庁からなる「運営協議会」を設置し、システムの運営、利活用等の促進について議論を行っている。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム運営協議会の設置

- 目的（運営協議会規約第2条）

国土交通省及び都道府県が共同して、建設業許可・経営事項審査電子申請システムの円滑かつ適正な運営と、本システムの利用・活用及び普及の促進を図ることを目的とする。

- 会員団体（運営協議会規約第4条）

国土交通省、地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県（47都道府県）をもって構成する。

【検討項目及びスケジュール】

- R4年2月7日：第1回総会
 - ・運営協議会規約等の制定
 - ・システム検討状況（行政庁要望一覧）等
- R4年3月下旬：第1回運営委員会、第2回総会
 - ・R4年度費用負担額の決定
 - ・システムの管理・運営機関の選定 等
- R4年7月頃：運営委員会
 - ・R5年度費用負担額の検討 等
- R5年3月頃：総会
 - ・R5年度費用負担額の決定 等